**学校危機管理マニュアル**

**令和４年４月時点**

**富士宮市立大富士中学校**

**目次**

１　危機管理の必要性

２　危機管理の定義

３　対象とする危機

４　対応に当たっての基本的な考え方

５　危機への対応

６　緊急事態発生時の対応（危機対応マニュアル）

(1)台風・暴風雨（雪）対応マニュアル

(2)地震対応マニュアル

(3)校内でのけが・病気対応マニュアル

(4)校外学習中のけが・病気対応マニュアル

(5)爆破予告を受けた時の対応マニュアル

(6)不審者の侵入・出没による対応マニュアル

(7)感染性疾病の疑いがある時の対応マニュアル

(8)交通事故発生時対応マニュアル

(9)危険動物の出没・校区での事件発生時対応マニュアル

(10)富士山噴火警報が発令された時の対応マニュアル

(11)ミサイル発射に伴うＪｱﾗｰﾄが発令された時の対応マニュアル

(12)災害等による長時間の停電が発生している時の対応マニュアル

(13)熱中症対応マニュアル

１ 危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件・事故・災害は、いつ、どこで、誰に起りうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、適切な対策を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。不審者侵入や地震、火災などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、学校において緊急かつ重要な課題である。

２ 危機管理の定義

学校危機管理とは、子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること。

※「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

(1)リスク･マネジメント（危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策）

①危機の予知・予測

ア 過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。

イ 生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

ア 日ごろから、一人一人の生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。

イ 生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。

ウ 保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

(2)クライシス･マネジメント （危機発生時の対応や再発防止に向けた対策）

①緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

ア 緊急事態が発生した場合、学校危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

②事後の危機管理（中･長期対応）

ア 事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

イ 事件･事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。

ウ 未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

３ 対象とする危機

(1)学校生活で発生する大きな事故

(2)学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害

(3)地震、暴風、豪雨、噴火、土砂災害などの自然災害

(4)校舎、近隣の建物等で発生した火災

(5)登下校時や校外学習時などにおける交通事故

(6)その他（生徒の発達段階から想定される危機、地域性に起因する危機等）

４ 対応に当たっての基本的な考え方

(1)対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的対応を行う。

(2)校長が不在の場合は、教頭が状況を把握し、教頭の判断・指示の下に動くこととする。なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・教頭が不在の場合は、教務主任が代理する。

(3)報道機関等への対応は教頭（校長）とする。

(4)緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、生徒だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。

(5)次のような事件・事故等が発生した場合は、緊急対応組織を発動する。

①生徒が、学校管理下（登下校中含む）において、次のような重大な事故にあった。

ア 死亡事故が発生した。

イ 校舎上階などから転落し重体になった。

ウ 同時に多くの生徒が事故に遭い負傷した。

②不審者が学校に侵入した。また、生徒が通学路で危害を加えられた。

③生徒に被害が予想される大きな自然災害が発生した。

④校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。

⑤生徒が、学校管理下（登下校中含む）において、交通事故に遭い重体になった。

(6)次のような場合は、対策本部を設置する。

①緊急対応組織を発動した事件・事故等で、生徒が重体または死亡した。また、多くの生徒が負傷した。

②不審者が学校等に侵入し、生徒や教職員が死傷した。

③自然災害が発生し、生徒・教職員・建物等に大きな被害が出た。

④校舎で、火災が発生し、大きな被害が出た。

(7)緊急対応組織を発動する事件・事故等が発生した場合は、学校支援者（ＰＴＡ会長・地域学校

協働本部）と密接な連携を図った対応を行う。

(8)富士宮市教育委員会と密接に連絡を取り、教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。

(9)事件・事故等の状況に応じて、招提中学校等の協力を得る。

(10)次のような場合は、救急車を要請し、負傷した生徒や教職員を病院に搬送する。なお、救急車には、可能な限り教職員が同乗する。また、救急車での搬送が難しい場合には、教職員がタクシ－等で病院に搬送する。いずれの場合も、搬送先病院名を本部に報告する。

①意識不明・心肺停止状態などの場合

②大出血している場合

③頭部打撲で脳内出血が懸念される場合

④内臓の損傷等が懸念される場合

⑤脊髄損傷の可能性がある場合

⑥その他至急搬送する必要のある場合

(11)緊急事態が発生し、生徒が大きな被害にあった場合は、緊急対応が一段落した段階で、校長・

担任等は、速やかに被害生徒を見舞い、誠意を持って対応する。

５ 危機への対応

☆ 危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む ☆

（※発生源とは、事件、事故の主な要因や自然災害等のこと）

事前　　　　　　　　　　　発生時　　　　　　　　　　事後

①全体指揮（対応の指示）

②渉外等（報告、保護者会・

記者発表等の企画・運営）

③教育活動の再開準備

④安全対策の強化

⑤心のケア

①全体指揮

（状況の把握→指示）

②発生源等への対応

③避難誘導（安全確保）

④負傷者の救護

⑤渉外等（通報、救急隊

員等の案内、記録等）

発生時の危機管理

①施設・設備の整備等

②児童の行動管理等

③発生源などへの対応

④計画的な安全教育

⑤組織の整備・機能化等

⑥校外学習時等の安全確保

⑦登下校時の安全確保

(1)事前の危機管理（未然防止等）

①施設・設備の整備等

ア ｢安全点検実施計画｣等を作成する。それに基づき、定期的に現状をチェックし、必要に応じて速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

②生徒の行動管理等

ア 健康診断、家庭調査票などにより、安全確保に関して配慮を要する児童（生徒）を把握し、状況に応じた対策を立て、全教職員が安全対策を共通理解して安全確保に当たる。

イ 定期的に、生徒の危険な行為などが見られないかどうかチェックし、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

ウ 学期ごとに事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

③発生源などへの対応

ア 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。

a．来校者への声かけ

本校指定の名札をしていない来校者を見かけた場合は、用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。名札をしている来校者についても積極的に挨拶し、不審な点がないかどうか注意する。

b．受付の設置と名札の着用

校地・校舎内で見学や作業等を行う来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入し、本校指定の名札を着用していただく。

c．校内巡視

随時、校地・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。

d．不審者情報配信メールにより、地域の不審者情報を得る。

イ 天気予報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。

ウ 火気取り扱い要領を作成し、火気による火災発生を未然に防ぐ。また、児童が火遊びをしないように十分に指導する。

④計画的な安全教育による安全能力の育成

ア ｢学校安全計画｣を作成し、それに基づき計画的に教育活動を実施し、生徒の安全能力を高める。

⑤組織の整備・機能化等

ア 危機管理推進委員会等を設置し、危機管理の現状を定期的にチェックし、必要に応じて改善を図る。

イ 緊急事態発生時の｢緊急対応組織｣を編成するとともに、シミュレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、これらの訓練の反省を行い、より機能する｢緊急対応組織｣となるようにする。

ウ 重大な事件・事故が発生した場合の事後対応に当たる｢対策本部｣を編成し、機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。

エ 年度初めには、危機管理マニュアルの内容について、全教職員が共通理解する。

オ 年度初めには、全教職員が応急手当の研修を行うとともに、応急手当用器具の保管場所を確認しておき、負傷者が発生した場合に、迅速・的確に対応できるようにする。

カ 校外学習時等の安全確保

a．事前に可能な限り下見をし、｢学習活動を行う場所｣や｢その場所に行くための移動中｣の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外学習実施計画書などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。

b．宿泊を伴う場合は、生徒に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。

c．学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。

d．引率教員は、携帯電話等で情報が共有できるようにする。

e．引率教員は、生徒が負傷した場合に、速やかに応急手当が出来るように救急箱を保持する。

f．引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。

キ 登下校時の安全確保の方法

a．定期的に学校・ＰＴＡ・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路の変更や外灯の設置を働きかける。

b．ＰＴＡや地域の子ども見守り隊との関係を深めるとともに、見守り隊員に通学時間の変更や臨時休校等の情報を速やかに伝え、通学時の交通安全指導や安全パトロールが、効果的に行われるように支援する。

c．保護者へのメール配信システムを活用し、危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。

d．下校時に大雨や不審者情報が入った場合など、生徒の下校の安全が心配される場合は、状況に応じて集団下校とし、教職員が引率する。なお、危険が予想される場合には、保護者に迎えを依頼する。

(2)危機発生時の危機管理

事件・事故等が発生したため、緊急対応組織を発動し、児童の安全確保を図る必要がある場合は、次の方法で全教職員に緊急事態が発生したことなどを伝え、各係が迅速に業務に取り組むことができるようにする。

①危機発生時の緊急連絡体制

市教育委員会

ＳＣ，ＳＳＣ等

養護教諭

近くの教職員等

**校長**

**教頭**

発見者

ＰＴＡ会長

教職員

警察署

消防署

保護者

ア 日常生活での事故

→ 学校生活において、緊急対応組織を発動する必要がある事故が発生した場合は、｢全職員に連絡します。全員緊急対応に入ってください。○○は教頭が担当します。｣という放送をかける。

※○○は、発生場所

イ 不審者侵入

→ 不審者侵入の連絡があった場合は、｢風が強くなってきました。｣「風が強くなってきました。教室で放送があるまで待ちましょう。鍵を閉めましょう。」「場所は○○です。」と緊急放送をする。

ウ 地震発生

→ 大きな地震が発生した場合は、電気がストップする可能性が高いため、ハンドマイク等を使用し、伝える。なお、放送が使える場合は、放送も活用する。

エ 火災等

→ 基本的には、放送を活用する。

②全体指揮（状況の把握 → 指示）

ア 事件・事故災害概要の迅速な把握

イ 児童や教職員の安全確認

ウ 情報収集（情報の一元化）と共有 エ 危機管理委員会の立ち上げ

オ 的確な意思決定と指示 カ 教職員への緊急連絡と招集 キ 重要物品の搬出

③発生源等への対応

ア 事件・事故災害の発生原因の早期除去

〔不審者侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など〕

④避難誘導（安全確保）

ア 生徒の避難誘導と安全確保

〔生徒を発生源から遠ざけ、不安を軽減。安全確認、点呼〕

イ 生徒の不安の軽減

ウ　ハイリスク生徒、保護者の把握

⑤負傷者の救護

ア 負傷者、ハイリスク児童の迅速な把握

イ　応急手当〔心肺蘇生法、ＡＥＤ〕

ウ 病院への搬送とアフターケア

⑥渉外等（通報、救急隊員等の案内、記録等）

ア 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請

イ 報道対応（窓口の一本化）

ウ 警察官、救急隊員等を現場に誘導

エ 保護者への緊急連絡〈保護者担当〉

オ 情報収集・整理、コメント作成〈報道担当〉

(3)事後の危機管理

①全体指揮（対応の指示）

ア 現状把握と分析

イ 教育委員会、関係機関等と連携

ウ 各担当者に状況に応じた適切な指示 エ 通知文、学校だより等の作成配付

②渉外等（報告、保護者会・記者発表等の企画・運営）

ア　情報を広く収集し、管理職に報告

イ　保護者会、記者発表等の企画・運営

ウ　遺族や被害者への対応 オ 記録、報告書等の作成

③教育活動の再開準備

ア　生徒の現状把握

イ　保護者、地域等の願いや考えなどの把握

ウ　実態に応じた教育計画の作成 エ 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備

④安全対策の強化

ア　事件・事故災害の発生要因把握、問題点等の整理

イ　安全性の評価と改善

ウ　安全対策の確立〔安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見

直し〕

エ　保護者、関係機関、地域等と連携強化

オ　「危機管理マニュアル」「学校安全計画」「防災計画」等の見直し改善

⑤心のケア

ア　ケア計画の作成

イ　傷病者の状況経過把握

ウ　学校医、医療機関等と連携

エ　専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

オ　災害共済給付等の事務

☆　緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正

確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に

立ち向かう。

６　緊急事態発生時の対応（危機対応マニュアル）

No.１　台風・暴風雨（雪）対応マニュアル

（1）「暴風警報・大雨特別警報発令時」の対処基準

(判断の基準は「暴風警報・大雨特別警報の発令」**NHKの報道**)

|  |  |
| --- | --- |
| **登校前** | **在校中** |
| **①6:30の時点で富士宮市に「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合は自宅待機する。**  **②12:00（正午）以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合は、安全に配慮した上で登校する。**  **③12:00（正午）の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されていない場合は休校とする。**  **＊「暴風警報」「大雨特別警報」が発令されていなくても、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機とすることも可能。** | **①午前中は原則として学校にとどめる**  **②16:00を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは電話で迎えを依頼する。** |

＊大雪の場合は、積雪状況により登下校時刻の変更や臨時休校になることがある。

（2）「土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）の発令時」の対応基準

（判断の基準は「土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）に基づく避難勧告」富士宮市同報無線・富士宮市HP）

|  |  |
| --- | --- |
| **登校前** | **在校中** |
| * + **①6：30の時点において、「土砂災害警戒情報　　（氾濫危険情報）」に基づく避難勧告（警戒レ　ベル４）が出されている地区の方は、避難を　最優先とする。保護者の判断により、学校を　始めとした避難所へ避難する。**   + **②避難勧告が出されていない学区内の地区　については、校内で対応を決定し、メー　ル配信等で連絡する。** | **①登校後、学区内に土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）が発令された場合、原則として、午前中は学校にとどめる。**  **②16時を過ぎても下校できない状況が予想される場合は、保護者、又は地域の代表と連絡を取り、メール配信等で連絡する。**  **③学校が避難所として開設され、保護者が避難してきた場合は、引き渡す。** |

（3）その他の気象状況

|  |  |
| --- | --- |
| **登校前** | **在校中** |
| * + **・その他、気象状況により危険と判断した場合　は、メール配信等で対応について連絡する。**   + **（休校や自宅待機となる場合がある。）** | **・下校が困難と判断した場合は、危険が無くなるまで学校に待機させ、安全を確認してから帰宅させる。（対応については、メール配信等で連絡する。）** |

＊上記の警報発令等で登校を見合わせている場合は、遅刻、欠席等にはならない。

＊「大雨警報」発令時は、河川、用水路等の水量が増し、危険性が高まる。特に本校学区は用水路が複数箇所にあるため、それらに絶対近づかないよう指導するとともに、保護者にも啓蒙する。

No.２　地震対応マニュアル

**南海トラフ地震に関連する情報が発令された時の対処**

調査情報「調査を開始した、または継続している」

学校にいる時：続報に注意しながら平常の活動を継続する。引き渡す事態も想定し、準備する。

**登校前**：登校する。

注意情報「可能性が平常時と比べて相対的に高まった」

学校にいる時：集団下校。状況に応じて直ちに行動できるように準備する。

**登校前**：原則として休校とし、自宅待機する。家族や自主防災本部の指示に従う。自宅を離れ避難する場合、避難場所を玄関に貼る。

**予知情報・警戒宣言発令** 「可能性が平常時と比べて相対的に高まった」

学校にいる時：保護者に引き渡し。下校できない生徒は学校に留め置く。

**登校前**：自宅待機する。家族や自主防災本部の指示に従う。自宅を離れ避難する場合、避難場所を玄関に貼る。

調査情報「可能性が平常時と比べて相対的に高まった状態ではなくなった」

原則として平常の活動に戻る。

**震度５強以上地震発生**

　　　学校にいる時：安全確認後、保護者へ引き渡し。下校できない生徒は留め置く。

**登校前**：原則として休校。安全な場所に避難。学校からの連絡があるまで、自宅待機。家族や自主防災本部の指示に従う。自宅を離れ避難する場合は、避難場所を玄関に貼る。

No.３　学校でのけが・病気対応マニュアル

|  |  |
| --- | --- |
| けがをした時 | ○校内でけがをした場合  ・応急処置をするが、病院や薬局ではないので治療はしない。  ・応急処置時に、処置の仕方、けがの予防について学習させる。 |
| 体調が悪くなった時 | ・特に症状のない者には授業に参加させる。  ・休養すれば良くなるような生徒は、原則として１時間をめやすに観察しながら休ませる。  ・同診の結果、健康を害している者については、日常生活から原因を考えさせ、生活リズムの改善に努めさせる。  ・家庭に連絡をとり、早退させるめやす。  ＊ 原則として37.0℃以上の発熱者  ＊ 同一症状で２回以上の来室者  ＊ 登校前より体調を崩していた者  ＊ 休養しても回復する見込みのない者  ・薬は原則として与えない。―副作用の心配があるため。  ―病院や薬局ではないので治療しないため。  ・体調を悪くして頻繁に来室する者については保護者と連絡をとり、健康回復を一緒に考えていく。 |

救急処置について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事故発生 | 生徒  教師 |  | 養教  担任 |  | 医療機関  校長　教頭  保護者 |
|  | 事後報告 |
|  |  |  |

養護教諭不在時

・担任または級外の職員が手当を行う。生徒だけでは手当を行わない。

（職員室の養教の机上に救急箱があります。）

・養教不在時は、原則として、ベッドの使用をしない。

（使用する時は職員が１人つく。）

保護者への連絡

原則として担任が行う。都合がつかない場合は、学年主任、養護教諭の場合もあり得る。

病気の生徒を帰宅させる場合は、途中の急変、途中の不安を考えて、保護者に迎えを依頼する。保護者が迎えに来られない場合は、帰宅させる事を必ず保護者に伝える。

病院への搬送について ★ 保護者に依頼する。

　　　移送先の病院を確認し、学校から受診する病院へ電話をし、確認する。

* 保護者に連絡がとれない場合は、「緊急連絡票」を見て、受傷生徒本人にかかりつけの病院等を聞き、養教または担任（級外）が病院に移送する。
* 保護者には連絡が取れ次第、保険証を持参して病院に駆けつけてもらう。

No.４　校外学習中のけが・病気対応マニュアル

校外学習中にけがをした場合

原則として前記No.３と同様の対応をする。現地が遠距離で、すぐに行くことが不可能な場合は、学校と密に連絡を取り合い、今後の対応について協議、確認する。

No.５　爆破予告を受けた時の対応マニュアル（案）

１　「富士宮市内の小中学校」が爆破予告を受けた場合（どの学校か特定できない場合）

　⇒市内の小中学校は全校臨時休業とする。

　(1)　登校前

　　 ①　保護者宛てに緊急メールにより臨時休業とすることを伝える。

（学校の安全が確認できるまで自宅で待機する。）

　　 ②　生徒に臨時休業中の過ごし方について連絡をする。

　　 ③　職員が目視により校舎周りや校内の不審物がないか確認する。

（万が一見つけた場合、不審物には絶対に触らない。）

　　 ④　不審物を見つけた場合、警察と市教育委員会に連絡する。

　　 ⑤　警察により安全が確認されたことを保護者宛て緊急メールにて連絡する。

　　　※登校できるようになった場合、子供の心のケアに配慮する。

(2)　在校中

　 ①　校内放送により生徒を運動場等安全な場所に避難させる。

　　 ②　保護者宛てに緊急メールにより下校することを伝える。

　　　　 ※予告内容によっては、保護者引き取りによる下校が必要。

（学校の安全が確認できるまで自宅で待機する。）

　　 ③　生徒に下校後の過ごし方について連絡をする。

　　 ④　職員が目視により校舎周りや校内の不審物がないか確認する。

（万が一見つけた場合、不審物には絶対に触らない。）

　　 ⑤　不審物を見つけた場合、警察と市教育委員会に連絡する。

　　 ⑥　警察により安全が確認されたことを保護者宛て緊急メールにて連絡する。

　　　※登校できるようになった場合、子供の心のケアに配慮する。

２　学校が爆破予告の電話（メール）を受けた場合（学校が特定されている場合）

(1)　登校前

　　 ①　電話・メールで得られた情報を確認し、警察および市教育委員会に連絡する。

　　 ②　警察との相談により、教職員も自宅待機とすることを検討する。

③　ＰＴＡ会長に連絡し、今後の対応について確認する。

④　保護者宛てに緊急メールにより臨時休業とすることを伝える。

（学校の安全が確認できるまで自宅で待機する。生徒に臨時休業中の過ごし方について連絡をする。）

　　 ＜警察より安全が確認された後＞

　　 ⑤　警察により安全が確認されたことを保護者宛て緊急メールにて連絡する。

　　　※登校できるようになった場合、子供の心のケアに配慮する。

(2)　在校中

　 ①　校内放送により生徒及び職員を運動場に避難させる。

②　電話・メールで得られた情報を確認し、警察および市教育委員会に連絡する。

　　 ③　保護者宛てに緊急メールにより下校することを伝える。

※予告内容によっては、保護者引き取りによる下校が必要。

（学校の安全が確認できるまで自宅で待機する。）

　　 ④　生徒に下校後の過ごし方について指導をする。

　　 ＜警察より安全が確認された後＞

　　 ⑤　警察により安全が確認されたことを保護者宛て緊急メールにて連絡する。

　　　※登校できるようになった場合、子供の心のケアに配慮する。

No.６　不審者侵入による事故発生対応マニュアル

５

**事故発生の通報を受けての対処**

・保護者

・近所の人

・本人等

事故発生の通報

・校長

・教頭

・生徒指導主任

・担任

・学年主任

・教務主任

・その他　職員

６

①警察に連絡（宮警察署２３－０１１０・宮原交番２３－２３３４）

②教育委員会に連絡(学校教育課２２－１１８５）

③発生現場に行く

④保護者に連絡（緊急を要する場合は、はじめに）

⑤ＰＴＡ会長に連絡**（遠藤裕美　０９０－９６６２－８９３１）**

⑥大富士小に連絡

・①②は教頭（生徒指導主任）が行う。

・③は教頭、生徒指導主任、担任（職員）が行く。

・④は担任（職員）、学年主任が行う。

・⑤は教務主任が行う。

・⑥は教頭（生徒指導主任）が行う。

・状況に応じて

　上記の職員が

　対応する。

とにかく、他の職員に連絡

◎校内電話

◎子供に連絡させる

◎火災報知器を鳴らす

＊対処については校長及び教頭の判断に従う。

＊担当が不在の場合は関係職員が適宣対応する。

＊□順に対応する。

校内緊急放送（例）

１１０番通報（例）

**事故発見者**

**大富士中学校**の○○です。

刃物を持った男（女）○人が教室に乱入し、生徒○名が負傷しました。

　緊急出動願います。

住所は富士宮市万野原新田4115-1

電話番号は、２２－００２５です。

「緊急放送」「緊急放送」

ただいま、○年○組に刃物を持った不審者乱入、応援願います。職員は、緊急対応マニュアルにより対応願います。全校児童（生徒）は、先生の指示に従い○○に

避難しなさい。

　繰り返します。・・・・・・・

①近くの職員

　に連絡

②生徒の

　救護・保護

③避難指示

④不審者対応

＊備え付けブザー

で周りに知らせる。

＊事務室は施錠する

手分けする

警察署（１１０番）通報

消防署（１１９番）通報

富士宮警察署（23-0110）

宮原交番(23-2334)

宮・消防本部（26-5119）

（手分けする）

現場に近い職員は、直ちに現場に急行し、生徒の安全を

確保する。

１１９番通報（例）

教育委員会への一報

市教委（２２－１１８５)

静東教育事務所（055-920-2236）

校長・教頭

職員室在室者

校内対策本部

（校長室）

救急です。**大富士中学校**の○○です。

刃物を持った男に生徒○名が刺され負傷、多量に出血しています。

　至急、救急車を要請します。

住所は富士宮市万野原新田4115-1

電話番号は、２２－００２５です。

教育委員会への報告（例）

**大富士中学校**の○○です。

学校事故の第一報です。

　○時○分、刃物を持った男○人が

○年○組に乱入、○人の子供が

刺されました。

１１０番・１１９番通報し、現在救急活動と不審者への対応をしています。指示と応援をお願いします。

＊県教育委員会現地緊急対策本部

①緊急放送で

　生徒へ避難

　指示

②全職員への

　行動指示

③対策本部に

　情報伝達係

　を指名する。

全職員による対応

校長・教頭　　　　教務主任　　　　　学年主任　　　　　生徒指導　　　　養護教論　　　　 事務職員等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担任等　　　　　　担当者等　　　　保健主事等　　　（用務員）

　・陣頭指導　　　・関係保護者　　　・避難誘導　　　　・現場直行　　　・応急処置　　　　・電話対応

　・職員への連　　　への連携　　　　・安全確認　　　　・不審者への　　・救急車同乗　　　・各種連絡等

　　絡調整　　　　・全保護者へ　　　・安全指導　　　　　対応等　　　　・医療機関と ・記録

　・被害生徒の　　　の連絡等　　　　・保護者への　　　　　　　　　　　　の連携等

　家庭訪問等　　　　　　　　　　　　引き渡し

　・外部機関と　　・他校へ連絡　　　・被害生徒の

　　の連携　　　　・保育園へ連絡　　　家庭訪問等

　・報道機関へ　　・ＰＴＡ役員への連絡

　　の対応等

**不審者に声をかける時の基本ルール**

**【児童の安全確保を最優先すること】**

１　不審者を発見した職員は、隣の教室等の一番近くにいる職員に連絡をした後に不審者に声をかけること。

（不審者への声かけは緊急を要するものであり、近くに職員がいない場合は、この限りでない）

２　連絡を受けた職員は、自分の教室と隣の教室、両方の生徒の安全確保に留意し、必要と判断したら直ちに避難させること。

３　生徒の避難に際しては、不審者をいたずらに興奮させることを避けるため、「これから図書室で調べ学習を行いますので、生徒を移動させます。」等と不審者に説明すること。

４　連絡を受けた職員は不審者から十分離れたと判断した時点で、近くの職員に連絡して、職員室・校長室に緊急事態が発生中であることを伝えること。

**生徒の安全を守る**

（１）防御（暴力の抑止と被害の防止）を行う。

　【目的】生徒から注意をそらせ、不審者を生徒に近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つこと。

　　○応援を求める。

　　　・避難警報ベルを直ちに鳴らす。　　　・教室内防犯ベルを鳴らす。　　　・大声を出す。

　○不審者との距離を取りながら、移動を阻止する。

　　　・刺股を使用する。　・消火器を噴射する。　・椅子や机を利用して阻止する。　・モップ等の清掃用品を使用する。

（２）生徒を掌握し、安全を守る。

　　○脱出や外部との連絡ができない状態で教室に閉じ込められてしまった場合には、生徒を一箇所に集め、不審者から遠ざけるようにし、冷静に時間の経過を待つ。

　　○いきなり暴れだしたり襲いかかってきたりするような場合には、周囲にあるもの（イスや机など）で不審者との距離を取り生徒に近づけないようにしながら、大声を出すなどして応援を求める。

（３）避難の誘導をする。

　　○周りの教室から助けを求める声や悲鳴が聞こえた場合は、できるならば状況を確認し、直ちに職員室に連絡する。

　　○教室への侵入の危険性が低い場合は、すぐに避難できるように準備し、生徒を教室内に待機させる。

　　○教室への侵入の恐れがある場合は、職員が侵入者を引きつけて、生徒と侵入者を離しながら、安全と思われる場所に避難させる。

　　○不審者が廊下にいて避難することが危険である場合は、教室入り口にバリケードを築き、不審者の侵入を阻止する。

**事後の対応や措置をすること**

（１）事故対策本部の設置

　　○教育委員会の指導を受けながら、これを設置する。

　　○（２）以下の事項については、対策本部・教育委員会の指導を受けながら実施する。

（２）緊急職員会議・情報整理と職員共通理解

　　○情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する。（校長又は教頭）

　　○事件・事故の発生状況や経過、負傷者の緊急に実施した措置などを整理しておく。

（３）保護者・報道機関等への連絡や説明を行う。

　　○学級担任は、即日生徒宅や入院先に連絡して情報を詳細に伝え、今後の安全確保策、被害生徒及び、保護者への対応策、緊急保

護者説明会開催について協議し、協力を求める。この際、学校評議員にも参加を求める。

　　○即日、区長・民生委員・青少年連絡協議会等地域の協力者に、情報を伝える。

　　○報道機関へは、情報を整理して、記者会見を開くなどして適宣提供する。その際、情報を隠ぺいしているなどの疑いを持たれる

ことのないよう、真摯な態度で接する。また、生徒への取材については、人権上の配慮からていねいにお断りする。

　　○緊急保護者説明会は、すみやかに実施する。

（４）臨時電話接続を直ちに依頼し、連絡・情報収集の手段として確保する。

　　○ＮＴＴに連絡を取り依頼する。

（５）心のケアを充実する。

　　○心の健康状態を把握し、学級担任を中心に実施する。

　　　「退行現象」きつ音、チック、幼稚な行動

　　　「生理的反応」頭痛や腹痛、睡眠障害、食欲不振や仲間と避ける行動

　　○適宣、校医・精神科医・臨床心理士等の専門家や、外部機関の協力もあおぐ。

（６）教育活動再開を準備し、保護者の理解を得ながら実施する。

　　○必要に応じて教育委員会の指導・援助も仰ぐ。

（７）報告書を作成する。

　　○教頭等、一部職員の職務とせず、全校態勢で行い、類似事犯の発生防止等に役立てる。

（８）災害共済給付等の請求をする。

No.７　感染性疾病の疑いがある時の対応マニュアル

【インフルエンザと診断された場合】

学校で発症した場合

1. 保護者に連絡する。
2. 保護者は学校に迎えに行き、医療機関で受診する
3. インフルエンザと診断されたら医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
4. 受診結果を学校に連絡する。
5. 発症後５日かつ解熱後２日経過するまで自宅で静養する。
6. 「罹患証明書」を持参して登校する。
7. 再登校後学校から「出席停止通知書」を発行する。

【感染性胃腸炎等の学校伝染病と診断された場合】

(8)　　保護者は学校に「出席停止通知」「出席停止解除通知」を取りに来る。

(9)　　医師から登校許可の診断を受けたら「出席停止解除通知」を記入してもらう。

(10)　「出席停止解除通知」を持参して登校する。

【生徒や家族が新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査を受けた、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合】

　＊速やかに学校に状況を報告し、指示を受ける。

　家庭で発症した場合

(1)　発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。

(2) 以下、上記(3)～(10)と同様に対応する。

No.８　交通事故発生時の対応マニュアル

　（1）　未通報の場合は、必要に応じて救急車要請、警察への通報を行い、現場に急行して事態を把握する。

　（2）　負傷者がいる場合、応急手当と安全確保を行う。

　（3）　保護者に連絡する。

　（4）　当事者となった生徒の気持ちを落ち着かせるとともに、周囲に他の生徒等がいる場合は、現場から離し、安全確保を指示する。

　（5）　事故の状況に応じて、警察、医療機関、ＰＴＡ等と緊密に連携しながら今後の対応策、他の生徒への指導等について検討する。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講じる。

　（6）　事故の発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告する。

　（7）　心に深い傷を負った場合は、専門家による適切なケアが受けられるようにする。

No.９　危険動物の出没・校区での事件発生時等の対応マニュアル

1. 登校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡するので、指示に従

って行動する。

1. 下校時に危険があると思われる時は、学校で生徒に指導し、保護者には一斉メールで知らせるので、指

示に従って行動する。

No.10　富士山噴火警報が発令された場合の対応マニュアル

1. 情報収集に努め、指示に従って避難する。
2. 状況により、下校（集団下校）または保護者への引き渡しを行う。
3. 第２次・３次避難対象エリアの地区は、別紙「富士山噴火の時」により避難する。

No.11　ミサイル発射情報が発信された場合の対応マニュアル

Ｊアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時

|  |  |
| --- | --- |
| 始業前 | □ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示  □ 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告  □ 避難行動  ・出勤前の場合は、自宅待機  ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る  ・出勤後の場合は、校内にいる児童生徒へ避難を指示するとともに自らも避難   * テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集 |
| 在校中 | 授業中  □ 授業を中止し、児童生徒に避難行動を指示  ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に児童生徒を避難  ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる  □ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集  放課後  □ 校内に児童生徒がいる場合は、屋内避難  □ 部活動等を行っている場合は中止  □ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集 |

　No.12　災害等による長時間の停電が発生している場合

1. 原則として休校とする。
2. 登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。

NO.13　熱中症対応マニュアル

Ⅰ　予防策

(1) 環境条件の把握

　①熱中症の危険性を予測するための環境条件の指数である「暑さ指数（WBGT）」を確認

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 暑さ指数  （WBGT） | 湿球  温度 | 乾球  温度 | 注意すべき  活動の目安 | 日常生活にお  ける注意事項 | 熱中症予防運動指針 |
| 31℃  以上 | 27℃  以上 | 35℃  以上 | すべての生活活動でおこる危険性 | 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 | 運動は原則中止  特別の場合以外は運動を中止する。  特に子どもの場合は中止すべき。 |
| 28～31℃ | 24  ～  27℃ | 31  ～  35℃ | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 厳重警戒（激しい運動は中止）  熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止 |
| 25～28℃ | 21  ～  24℃ | 28  ～  31℃ | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。 | 警戒（積極的に休憩）  熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。 |
| 21～25℃ | 18  ～  21℃ | 24  ～  28℃ | 強い生活活動でおこる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 | 注意（積極的に水分補給）  熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |

（学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き　令和３年５月環境省・文部科学省　より）

②熱中症警戒アラートを確認

　　・熱中症警戒アラートとは

環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動

を効果的に促すための情報提供のことを言う。

　　　・発表基準

　　　　県内のいずれかの地点で暑さ指数（WBGT）が33℃以上となると予測した場合に発

表される。

　　　・発表のタイミング

　　　　〇前日の17時頃及び当日の朝５時頃に最新の予測値を元に発表される。

　　　　〇気づきを促すものであるので、一度発表されたアラートは、その後の予報で基

　　　　　準を下回っても取り下げない。

　　　・活用

　　　　熱中症警戒アラートを確認する担当職員を決定

誰かが入手しているであろうと思って、その情報が的確に共有されないことがないよう、情報の入手、伝達を明確に定めておく。

◆誰が確認するか

◆いつ確認するか

◆誰に伝えるか

◆情報をもとに、学校運営をどのよう

にするかを決定する者（校長及び関

係職員）

◆これらの者が不在の場合の代理者等

　　　　↓

気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情

報サイトに掲載される熱中症警戒アラートを確

認

↓

　　　　アラートの内容や暑さ指数（WBGT）の測定値を

　　　　元に、運動や各種行事の内容変更や中止・延期

について判断

　　　　↓

　　　　必要に応じて保護者等に連絡

(2) 運動量の調整

　　　・環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）を設定する。

・暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れる。

・激しい運動では休憩は30分に１回以上取ることが望ましい。

(3) 状況に応じた水分・塩分補給

　　　・暑い時期は、水分をこまめに補給する。0.1～0.2％程度の塩分（１Lの水に１～２ｇの食塩。ナトリウム換算で１Lあたり0.4～0.8ｇ）を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用するとよい。

・運動中の水分補給には、冷やした水が良い。

　(4) 暑さに徐々に慣らしていくこと

　　　・急に暑くなった時は運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多くと

りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運量を増やしていく。

　(5) 個人の条件を考慮することと個人の状態や体調を考慮

　　　・体調が悪いときは無理に運動をしない。

・運動前、運動中、運動後の健康観察を行うこと。

　(6) 服装・装具の配慮

　　　・暑い時は、服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材のものが適切。

・直射日光は、帽子で防ぐ。

・運動時に身に付けるプロテクターや防具等の保護具は、休憩時にはずすか、緩め　るなどし、体の熱を逃がすようにする。

　(7) 具合が悪くなった場合、早めの処置

・具合が悪くなった場合は、すぐに活動を中止。

・風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させる。

・水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給する。

・水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での

治療が必要となるため、医療機関に搬送する。

　　　・応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに医療機関に連絡する。それと同時に、現場でなるべく早く冷やし、体温を下げる。

(8) マスクの着用について

　　・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、マスクを外す。

※マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を

控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険

があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。

　　　※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時

的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自分自身で適切に対応できるように指

導する。

　　　※登下校時において、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と

十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。小学生など、

自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や

暑さ指数（WBGT）が高い日に野外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるな

ど指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても

指導する。

・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がと

れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合

には、マスクを着用する。

Ⅱ　発生時の対応

(1) 関係者の動き

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対応の流れ | 管理職 | 教職員（発見者） | 近くの教職員 |
| 熱中症を疑う症状  ↓  熱中症の程度確認  応急措置  医療機関へ搬送  ↓  児童生徒、保護者  対応  ↓  再発防止への取組 | ・状況把握  ・救急車要請を  判断  ・職員へ状況説  明、対応指示  ・教育委員会に  連絡  ・学校医に連絡  ・本人及び保護  者に誠意ある  対応  ・必要に応じて  児童生徒・保  護者へ説明  （説明会又は文  書）  ・原因を究明  し、再発防止  への取組  ・報告書作成（救急搬送時） | ・涼しい場所等へ移動さ  せ、熱中症の程度確認  ・応急措置※１  ・他の教員に協力要請  ・救急車の同乗者を決め、病院へ同行  ・保護者へ連絡  ・家庭を見舞うなど、本人及び保護者に誠  意ある対応  ・未然防止について児童生徒に指導 | ・応急措置※１  ・他の児童生徒の  安全確保  ・管理職に事故発  生の報告  ・管理職の指示を  受ける  ・消防署へ連絡（救急車要請） |

※１ 応急措置の対応例

　・活動を中止し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難

・冷やした水分と塩分を補給

　・応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状が見られる場合

は、直ちに救急搬送要請、同時に早く冷やし、体温を下げる措置を行う。